

○厚生労働省告示第三百二十九号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年九月十九日から適用する。

平成三十年九月十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>五 レジパスビル・ソホスブビル経口投与療法 ジェノタイプ1型C型肝炎ウイルス感染に伴う非代償性肝硬変</p>	<p>第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>(新設)</p>